

南陽市分別収集計画

第 1 1 期

令和 7 年 8 月

南陽市分別収集計画（第 1 1 期） 目次

1	計画策定の意義	1
2	計画の基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に関わる分別の区分	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で 定める物の量の見込み	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で 定める物の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	6

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型の社会を形成していく必要がある。そのため、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進によるごみの減量・資源化を図り、環境負荷の低減という視点に立った持続可能な循環型社会の構築を目指す取り組みが求められている。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条に基づき、一般廃棄物のうち、容器包装廃棄物を分別収集し、ごみの焼却量・最終処分量の削減と資源の有効利用を図ることを目的に、取り組むべき方針を示したものである。

2 計画の基本的方向

本計画の実施にあたっては、南陽市ごみ処理基本計画に掲げる以下の3つの基本方針に基づき、市民・事業者と協働してごみ減量・資源化に取り組み、循環型社会の形成を図るものとする。

基本方針 1 有限な資源を大切にし、脱炭素な資源循環型社会づくりを行う。

基本方針 2 市民・事業者総参加によるごみの減量化、資源化を積極的に推進する。

基本方針 3 ごみを適正に処理し、市民の衛生的な生活を確保する。

3 計画期間

本計画の計画期間は容器包装リサイクル法第8条第1項に基づき、令和8年度から令和12年度の5年間とし、令和10年度に見直しを行う。

項 目	年 度				
	令和8年度	…	令和10年度	…	令和12年度
期間中の項目	計画開始年度		見直し実施年度		計画最終年度
計画期間					

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器【無色、茶色、その他（青・緑色、黒色）】、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（容器包装リサイクル法第8条第2項第1号）

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	496t	490t	484t	479t	472t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（容器包装リサイクル法第8条第2項第2号）

施策名	施策内容
使い捨てプラスチックの削減	簡易包装やマイボトル・マイバッグの利用を推進する。
ペットボトルの水平リサイクル推進	ペットボトルからペットボトルへと繰り返しリサイクルを行う水平リサイクルを推進する。
各資源物の定期収集	ごみ収集所を活用した資源物の定期的な回収を市内で実施するとともに、市民に分別の徹底への働きかけを行い、資源化を推進する。
集団資源回収事業	町内会等の地域団体が実施する古紙類、びん類等の回収活動に対し、奨励金を交付し支援を行う。
分別・排出ルール周知徹底	ごみの分別・排出方法について市報、市ホームページ、市フェイスブックやごみの分別冊子等の情報ツールを用いて分別の徹底を広く周知する。
資源物の無料回収	使用済みインクカートリッジ、ペットボトルキャップ、使用済み小型家電、電子機器類のコードを無料回収し、より多くの資源物の回収を行う。
リユースへの取組	不要となった服を誰かに着てもらう「服のお譲り会」や余った食品を必要とする方に渡す「フードドライブ」等の取り組みをイベント時に実施する。
安定的なごみ処理体制の確保	将来にわたって安定的な収集運搬や処理体制の確保に努める。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（容器包装リサイクル法第8条第2項第3号）

本市における分別収集をする容器包装廃棄物の種類を、下表左欄に定める。

また、収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		空き缶
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	びん
	茶色のガラス製容器	
	その他のガラス製容器 (青・緑色、黒色)	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		飲料用紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外の物		菓子箱等その他の雑紙 (飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装)
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		プラスチック製容器包装 (ペットボトル以外のプラスチック製容器包装)

**8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(容器包装リサイクル法第8条第2項第4号)**

(単位：t/年)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
主としてスチール製の容器	30 t	30 t	30 t	29 t	29 t
主としてアルミ製の容器	24 t	24 t	24 t	23 t	23 t
無色のガラス製容器	(合計) 64 t	(合計) 63 t	(合計) 62 t	(合計) 62 t	(合計) 61 t
	(引渡 量) 64 t (独自処理量) 0 t	(引渡 量) 63 t (独自処理量) 0 t	(引渡 量) 62 t (独自処理量) 0 t	(引渡 量) 62 t (独自処理量) 0 t	(引渡 量) 61 t (独自処理量) 0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 58 t	(合計) 57 t	(合計) 56 t	(合計) 56 t	(合計) 55 t
	(引渡 量) 58 t (独自処理量) 0 t	(引渡 量) 57 t (独自処理量) 0 t	(引渡 量) 56 t (独自処理量) 0 t	(引渡 量) 56 t (独自処理量) 0 t	(引渡 量) 55 t (独自処理量) 0 t
その他のガラス製容器 (青・緑色、黒色)	(合計) 64 t	(合計) 64 t	(合計) 63 t	(合計) 62 t	(合計) 61 t
	(引渡 量) 64 t (独自処理量) 0 t	(引渡 量) 64 t (独自処理量) 0 t	(引渡 量) 63 t (独自処理量) 0 t	(引渡 量) 62 t (独自処理量) 0 t	(引渡 量) 61 t (独自処理量) 0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの	3 t	3 t	3 t	3 t	3 t
主として段ボール製の容器	99 t	97 t	96 t	95 t	94 t
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) - t	(合計) - t	(合計) - t	(合計) - t	(合計) - t
	(引渡 量) - t (独自処理量) - t	(引渡 量) - t (独自処理量) - t	(引渡 量) - t (独自処理量) - t	(引渡 量) - t (独自処理量) - t	(引渡 量) - t (独自処理量) - t
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 45 t	(合計) 44 t	(合計) 44 t	(合計) 44 t	(合計) 43 t
	(引渡 量) 45 t (独自処理量) 0 t	(引渡 量) 44 t (独自処理量) 0 t	(引渡 量) 44 t (独自処理量) 0 t	(引渡 量) 44 t (独自処理量) 0 t	(引渡 量) 43 t (独自処理量) 0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 109 t	(合計) 108 t	(合計) 106 t	(合計) 105 t	(合計) 103 t
	(引渡 量) 109 t (独自処理量) 0 t	(引渡 量) 108 t (独自処理量) 0 t	(引渡 量) 106 t (独自処理量) 0 t	(引渡 量) 105 t (独自処理量) 0 t	(引渡 量) 103 t (独自処理量) 0 t
計	496 t	490 t	484 t	479 t	472 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

資源化量の実績値や人口変動率等から、分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量を算出する。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(容器リサイクル法第8条第2項第5号)

収集運搬の段階、選別・保管等の段階における実施者は、下表のとおりである。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等 段 階
スチール製容器	空き缶	市による 定期回収	委託業者
アルミ製容器			
無色のガラス製容器	びん	市による 定期回収	委託業者
茶色のガラス製容器			
その他のガラス製容器 (青・緑色、黒色)			
飲料用紙製容器	飲料用紙パック	市による 定期回収	委託業者
段ボール	段ボール		
その他の紙製容器包装	菓子箱等その他雑紙		
ペットボトル	ペットボトル	市による 定期回収	広域行政施設
その他のプラスチック製 容器包装	プラスチック製容器包装	市による 定期回収	広域行政施設

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(容器包装リサイクル法第8条第2項第6号)

容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	回収車	中間処理
スチール製容器	空き缶	市による 定期回収	パッカー車	委託業者 (選別・圧縮・ 保管)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん	市による 定期回収	平ボディー車	委託業者 (保管)
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器 (青・緑色、黒色)				
飲料用紙製容器	飲料用紙パッ ク	市による 定期回収	平ボディー車	委託業者 (圧縮・保管)
段ボール	段ボール		パッカー車	
その他の紙製容器包装	菓子箱等その 他雑紙		平ボディー車	
ペットボトル	ペットボトル	市による 定期回収	パッカー車	広域行政施設 リサイクルプラ ザ(選別・圧縮・ 梱包施設)
その他のプラスチック製 容器包装	プラスチック 製容器包装	市による 定期回収	パッカー車	